

1. 豚及びいのししを除く偶蹄類の動物（牛、羊、山羊等）及びその製品（対象疾病：牛疫、口蹄疫）

2019年10月24日更新

地域	動物	受精卵・ 精液	ソーセージ・ ハム・ベーコン	肉・臓器
<p>① 対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>極めて低い</u>と考えられる地域</p> <p>【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る）、リオネグロ州に限る）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ （43地域）</p>	<p>輸入可能 （輸出国政府機関発行の検査証明書が必要）</p> <p>ご注意！</p> <ul style="list-style-type: none"> ★BSE（牛海綿状脳症）発生国からの牛、羊、やぎ及びその製品 ★CWD（慢性消耗病）発生国からのシカ及びその製品 ★これらの地域で口蹄疫等が発生した場合は輸入できません。 			
<p>② 対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>低い</u>と考えられる地域</p> <p>【アジア地域】 シンガポール</p> <p>【ヨーロッパ地域】 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア （3地域）</p>	<p>輸入禁止 ※ 1</p>	<p>輸入禁止 ※ 1 又は ※ 2</p>	<p>輸入禁止 ※ 2</p>	<p>輸入禁止 ※ 2</p>
<p>③ 動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>否定できない</u>と考えられる地域</p> <p>【 ①及び②以外の地域 】</p>	<p>輸入禁止</p>		<p>輸入禁止 ※ 3、4</p>	

※ 1 a) 輸出国政府機関の指定した農場で飼養された動物
 b) 輸出国政府機関の指定した農場で飼養された動物に由来し、輸出国政府機関の指定した施設で採取・処理された受精卵・精液
 c) 輸出国政府機関の指定した農場で飼養された動物に由来し、輸出国政府機関の指定した施設で処理されたソーセージ・ハム・ベーコンで、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。

※ 2 農林水産大臣または輸出国政府機関の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。

※ 3 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。

※ 4 ウルグアイから輸出される牛肉等については、農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い熟成処理がなされたもので、ウルグアイ家畜衛生当局発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。